

2026年7月21日

投資主の皆様へ

積水ハウス・リート投資法人

第23期分配金における外国税額の控除の適用に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人は、2026年6月15日開催の役員会において、第23期（2026年4月期）の分配金として1口当たり2,799円に加えて、一時差異等調整引当額による利益超過分配金として1口当たり608円（以下利益分配金及び一時差異等調整引当額による利益超過分配金を合わせて「利益分配金等」といいます。）をお支払いすることを決議し、2026年7月21日より分配金のお支払いを開始させていただきます。

本投資法人は、米国に所在する海外不動産への投資を行っており、投資先である米国において法人税等（以下「外国法人税」といいます。）を負担しております。一定の場合、投資法人が日本国外の不動産等への投資を行った場合に負担する外国法人税については、租税特別措置法の規定に基づき、投資法人が投資主へ支払う配当等の額に係る源泉所得税の額から控除すること（以下「外国税額の控除」といいます。）が認められております。

以下、第23期（2026年4月期）における外国税額の控除についてお知らせいたします。

1. 第23期（2026年4月期）において、外国税額の控除の適用対象となる投資主が配当として認識すべき金額は、投資法人が支払う配当等の額に控除対象となる外国法人税の額（以下「控除外国法人税相当額」）を加算した金額となります。そのため、外国税額の控除の適用対象となる投資主が配当として認識すべき金額は、「所有投資口数×1口当たり分配金」で計算される金額よりも多くなることがあります。
2. 源泉所得税額は、控除外国法人税相当額を加算した後の配当等の額に源泉所得税率を乗じた金額から控除外国法人税相当額を控除した金額となり、当該控除外国法人税相当額は租税特別措置法に規定される投資法人分配時調整外国税相当額となります。

①分配金の受領方法が「株式数比例配分方式」である投資主の場合

第23期（2026年4月期）の分配金にかかる源泉徴収義務者は金融商品取引業者（支払の取扱者）となりますので、外国税額の控除後の分配金額については、お取引の証券会社等にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

②前記①及び非課税主体・非課税口座等以外の投資主の場合

第23期（2026年4月期）の分配金については、外国税額の控除を行った上でお支払いをしております。外国税額の控除の適用対象となる投資主が配当として認識すべき金額は、投資主の皆さまにお送りしている「分配金計算書」に記載の『分配金額』となります。

「分配金計算書」に関してご不明な点につきましては、下記の照会先にご確認くださいようお願い申し上げます。

以上のご説明は、投資主の皆さまにおいて必要となる税務上の取扱いの全てをご説明しているものではありません。税制や確定申告等の詳細については、最寄の税務署又は税理士等へご確認いただきますようお願いいたします。

敬具

<「分配金計算書」に関するご説明>

分配金計算書				投資主番号	
ご所有投資口数		1口当たり分配金		通知外国法人税相当額	
口	円	円	円	円	円
分配金額				税額合計	
				支 払 金 額	
				円	円
				所得税額	
				円	円
				住民税額	
				円	円
				内訳	
				所得税率	%
				住民税率	%
第23期（2025年11月1日～2026年4月30日）の当投資法人分配金は、標記のとおりとなりましたので、ご通知申し上げます。					
支払開始日 2026年7月21日					
支払確定日 2026年6月15日					
積水ハウス・リート投資法人					
投資主名簿等管理人 お問合せ先					
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部					
郵便番号 168-8507					
東京都杉並区和泉二丁目8番4号					
電話0120-288-324（フリーダイヤル）					

投資主が配当として認識すべき金額

<「分配金計算書」のご照会先>

投資主名簿等管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-288-324（通話料無料）

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝祭日を除く）

以上